

量販店等における埼玉県産農産物の魅力発信事業補助金交付等要綱

令和5年7月21日決裁

(目的)

- 第1条 量販店等が行う埼玉県育成品種を始めとする県産農産物（以下「県産農産物」という。）の販売促進活動等の実施及び産地へのフィードバックを支援することにより、量販店等と産地が協働した、県産農産物の継続的な売上向上を図ることを目的として、次条に掲げる事業に要する経費に対し、県は予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業内容等)

- 第2条 本事業の事業内容、補助事業者、補助対象経費、補助率等は、別表1に定めるとおりとする。なお、交付決定額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(実施期間)

- 第3条 本事業の実施期間は、交付決定日から翌年3月10日までとする。

(交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定による申請書を知事に提出するものとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 3 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、別に定めるものとする。
- 4 補助事業者は、交付申請より前に、様式第1号別紙の事業実施計画の内容について、県と調整を行うこととする。
- 5 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。
- 6 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。
- 7 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、別表2に定めるものとする。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定)

第6条 知事は、補助金の申請があったときは、規則第5条に基づき交付決定を行う。

2 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事の要求があったときは、事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を速やかに知事に報告しなければならない。

(事業の着手)

第8条 事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上でやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。この場合、あらかじめ、その理由を明記した様式第3号の交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

(重要な変更の承認手続)

第9条 補助事業者は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更について知事の承認を受けようとする場合には、様式第4号により変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業遂行が困難な場合等)

第10条 補助事業者は、規則第6条第1項第4号の規定に基づき知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了(補助事業の中止及び廃止の場合を含む。)した日から30日以内又は当該年度の3月15日までのいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第4条第5項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第5項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第6号により速やかに知事に

報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第7号により行うものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払をすることができるものとする。

2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8号による請求書を知事に提出しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第14条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年7月21日から適用する。

別表 1

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率	重要な変更
県育成品種を始めとする県産農産物に係る販売促進活動等及び産地へのフィードバックを行うための事業	食品関連事業者であって、売場面積が1,600㎡以上の店舗数が総店舗数の半数を超える事業者並びに売場面積が1,200㎡以上1,600㎡未満及び1,600㎡以上の合計店舗数が総店舗数の半数を超える事業者	本事業の実施に係る委託費、広報費、試作費、試食等サンプル経費、調査費、販売員手当、印刷製本費、消耗品費、その他本事業を実施するために直接必要な経費として知事が必要かつ適当と認めるもの	1 / 2 以内 (上限: 100万円)	<ol style="list-style-type: none"> 1 主たる事業内容の変更 2 事業の中止又は廃止 3 事業実施主体の変更 4 事業実施期間の延長 5 補助金額の増 6 総事業費の30%を超える増減

別表 2 (添付資料)

1 交付申請書 (第 4 条関係)

	添付資料	添付の条件
1	事業実施計画書 (様式第 1 号別紙)	必須
2	定款又はこれに準ずるもの	必須
3	その他知事が必要と認める書類	必須

2 変更交付申請書 (第 9 条関係)

	添付資料	添付の条件
1	変更内容がわかる書類	必須
2	その他知事が必要と認める書類	必須

3 実績報告書 (第 11 条関係)

	添付資料	添付の条件
1	実績報告書別紙 (様式第 1 号別紙)	必須
2	事業実績内訳明細書	必須
3	事業実施内容に係る支払が確認できる書類 (納品書、請求書、領収証又はこれに準ずる書類) の写し	必須
4	取組の実施風景やチラシ等の現物や写しなど、事業実施内容が確認できるもの	必須
5	その他知事が必要と認める書類	必須

4 消費税仕入控除税額報告書 (第 11 条関係)

	添付資料	添付の条件
1	消費税確定申告書の写し (税務署の收受印があるもの)	必須
2	付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し	必須
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額の積算内訳	必須
4	消費税法第 60 条第 4 項に規定する特定収入の割合を確認できる資料	補助対象者が、消費税法第 60 条に定める法人等である場合
5	補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事業者の場合は所得税) 確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料	免税事業者の場合
6	補助金事業実施年度における消費税確定申告書 (簡易課税用) の写し (税務署の收受印等のあるもの)	簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合